公認 ITAM コンサルタントトレーナー資格認定基準

2021 年 1 月 5 日　制定

（目的）

第１条　本基準は、公認ITAMコンサルタントトレーナー（以下、「TCITAM」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

（資格認定要件）

第２条 １．SAMACの基準に則した、公認ITAMコンサルタント（以下「CITAM」という）研修の講師を務めるために必要な知識と経験を有しており、且つCITAMの資格を持つ者を、TCITAMとして認定する。

２．TCITAM資格の認定要件として次のとおり定める。

（イ）MCITAM　成熟度評価マスター研修、構築マスター研修、運用改善マスター研修を修了していること。

（ロ）資格認定委員会による面接による審査を受け、TCITAM認定試験を受講する能力があることを認定されること。

（ハ）SAMACの主催するCITAM研修へのオブザーバー参加、第３条記載の模擬研修、及びTCITAM２名がオブザーバーとして参加するCITAM研修講師（以下「本研修講師」という））を担当すること。なお、本研修講師を聴講するTCITAMは、第３条記載の模擬研修を担当したTCITAMとする。

（ニ）本研修講師の実施中に、オブザーバー参加しているTCITAMが、TCITAM認定希望者の講師継続が不可能と判断した場合には、その時点でTCITAMが講師を代わることとする。

（ホ）本研修講師が上記（ニ）により中断した場合、TCITAM認定希望者は、次回のCITAM研修において、再度本研修講師を申し込むことができる。

（ヘ）上記（ホ）にて再度実施した結果、再中断となった場合には、TCITAM認定希望者は上記（ハ）の模擬研修を再受講しなければならない。

（ト）本研修講師のオブザーバーとして参加したTCITAM２名が推薦すること。

（チ）資格認定委員会が承認すること。

（リ）登録審査料としてSAMACに２万円（消費税別）を納めていること。
登録審査料は理由を問わず返金しないものとする。

（ヌ）第2条2項(ロ)から（ハ）の本研修講師までは、２４か月以内に終了すること。

（ル）申し込みから本研修講師までの間に、基準となるISO/IEC:19770-1やSAMACの策定する管理基準・評価規準が変更になる場合（以下「研修内容変更」という）には、第2条2項（ヌ）に拠らず、資格認定委員会が別途定める期間とする。なお、研修資料の用語や文言、事例、ワークショップ内容の軽微な変更については、研修内容変更には含まないものとする。

（ヲ）上記（ル）により、オブザーバー参加から本研修講師までの間に研修内容変更はあった場合、以下の通りとする。

１）オブザーバー参加受講前の場合
差分研修を受講した上で、オブザーバー参加すること

２）模擬研修受講前の場合

TCITAM認定希望者に対し、第3条1項記載の模擬研修の範囲を改めて通知する。
あらかじめ定めた模擬研修の期日が１か月に満たない場合には、模擬研修の実施時期を再設定する。

３）本研修講師中断後あるいは、本研修講師終了後で認定されなかった場合
必要に応じて差分研修を受講した上で、再度模擬研修を受講する。

４）本研修講師受講後で認定された場合
差分研修を受講する。

（ワ）研修内容変更があった場合には、TCITAM認定希望者は、希望があれば、オブザーバーとしてCITAM研修に参加することができる。

（模擬研修）

第３条 １．第2条2項(ハ)の模擬研修は、TCITAM認定希望者がCITAM複数名に対し、あらかじめ指定された範囲で実施する。

２．模擬研修の範囲は、模擬研修の１か月以上前に資格認定委員会より通知する。

３．模擬研修の範囲には、ワークショップを含むものとする。

４．模擬研修には、CITAMの希望者が無償で参加することができる。ただし先着６名までとし、構築マスター以上のMCITAM資格保持者を優先とする。また、TCITAM資格保持者はオブザーバーとして２名以上参加しなければならない。

５．参加したCITAM並びにTCITAM資格保持者は別紙の項目について研修の内容を評価し、資格認定委員会へ提出する。

６．評価の結果、資格認定委員会より本研修講師に進めないと判定された場合には、再度模擬研修を受講することができる。

７．CITAMが模擬研修へ参加した場合、参加者には活動ポイントとして10ポイント付与する。

（模擬研修の費用）

第４条 １．模擬研修は３回まで、当初の申し込み費用で受講することができる。３回を超えて模擬研修を受講する場合、研修受講費用は１回あたり２万円とする。

２．本研修講師は２回まで、当初の申し込み費用で受講することができる。２回を超えて受講する場合、講師受講費用は1回にあたり２万円とする。

（資格有効期間）

第５条 資格の有効期間は資格認定後２年間とする。

（資格更新条件）

第６条 TCITAM資格の維持・更新

下記に示す要件を満たす場合は、TCITAM資格を維持することができる。

（イ）２年間にCITAM研修において「ITAMの目的～ITAMの構築」または「成熟度評価」のいずれかについて講師１回、チューター１回以上の参加すること。

（ロ）SAMAC の指定するCITAMおよびMCITAMのアップデート・フォローアップ研修を受講・修了すること。ただし、アップデート・フォローアップ研修のテキストを作成、あるいは当該研修の講師を行った場合は不要とする。

（ハ）公認ITAMコンサルタントの資格要件を維持すること。
（ニ）更新時には、SAMACが指定するフォローアップ研修を受講すること。
（ホ）更新審査料としてSAMACに７千円（消費税別）を納めていること。

（資格の停止）
第７条　資格認定後であっても以下の場合には資格認定委員会は、理事会の承認を得ることにより資格を停止することができる。
（イ）第６条（資格更新条件）の基準に満たさない場合
（ロ）資格に満たないと判断される事象が確認された場合
（ハ）研修の中で特定のツールやサービス等の名称を挙げ、評価する行為が確認された場合

（本基準の施行）
第８条　本基準は2021年 1月 5日より施行する。

以上